重要事項のウェブサイトへの掲載・公表について

○令和６年度介護報酬改定において、事業所の重要事項の書面掲示に関する改正があり、事業所内での「書面掲示」（書面の壁面等見やすい場所への掲示。書面や電磁的記録を自由に供覧させることでも可）に加え、「ウェブサイトへの掲載・公表」が定められました。
令和７年３月31日までは経過措置期間となっていますが、**令和７年４月１日から**は**すべての介護サービス事業者に、重要事項をウェブサイトへ掲載・公表することが義務付けられます**。

【掲示が必要な重要事項】
・運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項

○ウェブサイトへの重要事項の掲載・公表が確認できない場合には、**運営基準違反として指導の対象となる可能性があります。**掲載が出来ていない場合は速やかに対応してください。

○重要事項等の情報を掲載・公表するウェブサイトとして、下記のものが示されています。
①法人のホームページ等
②介護サービス情報公表システム
→介護サービス情報公表システムでは「事業所の特色」の項目に掲載出来ます。